

こんな事故が対象となります!

人と車



事故には、くれぐれも注意しましょう。

人と自転車



車と車



車両の自損事故



車と自転車



自転車と自転車



※加入者が交通事故で負傷(ケガ)して治療を受けた場合、請求により見舞金を支給します。

自転車・バイクなどの
単独事故も
人身事故として
警察へ
届けましょう。



町村住民の
助け合いで
万が一に
備えましょう。



もし
交通事故に
あつたら
必ず警察へ
届けましょう。

「交通災害共済」は、わずかな掛金で、
会員相互の助け合いによって、見舞金をおくる共済事業です。

個人情報の管理

交通災害共済加入者の個人情報、見舞金請求に対する共済金の支払いのほか、支払いのための調査、共済事業の充実などに必要な範囲でのみ利用させていただきます。

沖縄県市町村総合事務組合 / 那覇市旭町 116 番地 37 (自治会館 5 階)

交通災害共済のしおり

家族そろって 加入しましょう!

そなえて安心。
未来のためのワンコイン!



各町村役場・沖縄県市町村総合事務組合

交通災害共済

共済期間: 令和6年4月1日~令和7年3月31日まで ※令和6年2月1日から受け付けます!

詳しくは、お住いの町村役場へお問い合わせください。